

本件施工業者
 (特定供給事業者 約280名)

※違反行為※

- 本件施工業者に対し、本件施工単価について、
- ①平成26年4月1日以後は、同日前の本件施工単価に同日における消費税率引上げ分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額
 - ②令和元年10月1日以後は、同日前の本件施工単価に同日における消費税率引上げ分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該単価に施工数量等に乗じて算出した額を足場取付等業務の対価^(注2)として支払った。

(注2) 施工単価(税込み) × 施工数量等 = 足場取付等業務の対価

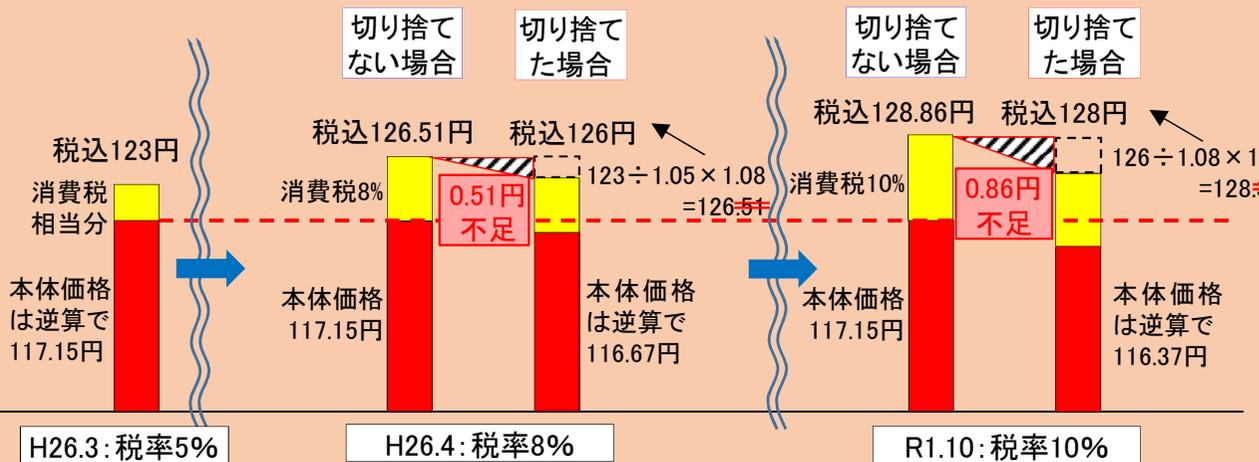


本件施工業者に継続して委託している足場取付等業務^(注1)について、本件施工単価を消費税を含む額で定める。

(注1) 建設現場の足場の組立及び解体並びにこれに関連する業務

株式会社ダイサン
 (特定事業者)
 (足場等の仮設機材の製造販売、
 組立・解体工事等を営む事業者)

(例) H26.3以前の施工単価が税込123円/m²だった場合



※勧告の内容※

- 足場取付等業務の対価について、平成26年4月1日又は令和元年10月1日に遡って、速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該額と実際に支払った額との差額を本件施工業者に支払うこと。
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など

令和元年10月以降の1,000m²分の施工業務に切り捨てた単価(128円)を適用した場合、切り捨てなかった単価(128.86円)を適用した場合(つまり通常支払われる対価)よりも、約860円低い支払額となってしまう。



参考

